

函館市こども計画（素案）《概要版》

第1章 計画策定の背景と趣旨等

計画策定の背景と趣旨

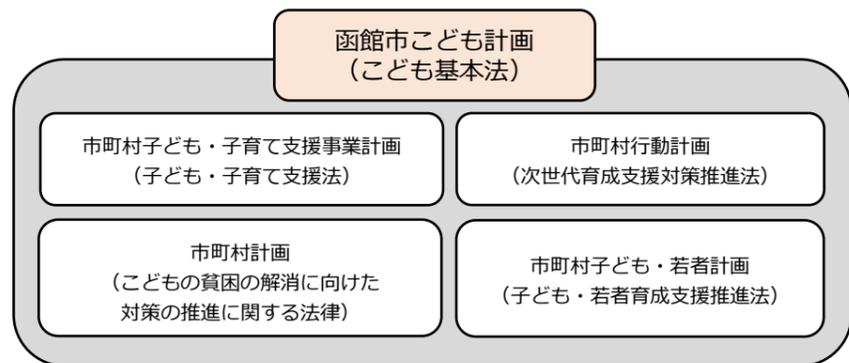
近年、我が国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く環境は深刻な状況となっています。このため、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組みや政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっています。

こうしたなか、国においては、令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

本市においては、こども基本法において、市町村は「こども大綱」および「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課されていることから、こども大綱や函館市子ども条例などの目的を踏まえ、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざし、「函館市こども計画」（令和7年度～令和11年度）を策定することとし、このたび、素案をとりまとめました。

計画の位置付け

こども基本法において、市町村こども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成できるとされており、以下の計画を包含するこども計画として策定することとしています。



計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「函館市子ども会議」など、子ども・若者からの意見聴取により、こども施策への反映に努めたほか、「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や「函館市ヤングケアラーに関する実態調査」などの各種調査結果の活用や関係部局間の協議等により、各種事業の現状と課題を把握するとともに、子ども・子育て支援法に基づき、本市におけるこども施策の推進を図るため、学識経験者等からなる「函館市子ども・子育て会議」を設置し、計画への意見反映に努めました。

第2章 函館市の子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境

少子化の現状

本市の出生数は、昭和60年では3,577人でしたが、令和5年では947人に減少しています。

【出生数の推移】

（単位：人）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
男	1,859	1,408	1,234	1,090	983	922	814	630	467
女	1,718	1,370	1,210	1,063	964	905	808	601	480
総数	3,577	2,778	2,444	2,153	1,947	1,827	1,622	1,231	947

資料：市立函館保健所

計画期間の最終年度である令和11年3月末時点での18歳未満人口をコーホート変化率法により推計すると、21,711人となり、少子化の一層の進行が見込まれます。

【計画期間の推計人口】

（単位：人）

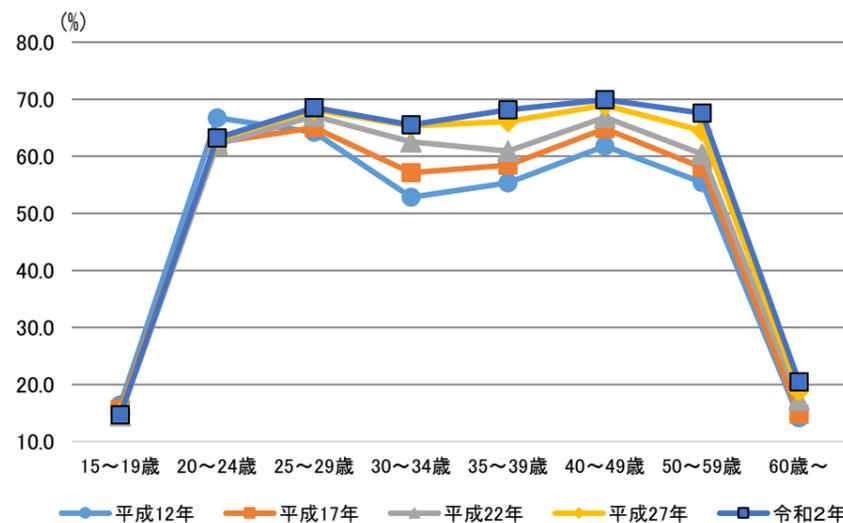
区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	933	897	867	840	814	791
1歳	1,053	962	926	896	869	843
2歳	1,089	1,057	966	930	900	873
3歳	1,176	1,076	1,042	950	914	884
4歳	1,206	1,188	1,087	1,052	959	923
5歳	1,345	1,204	1,183	1,084	1,048	952
0～5歳計	6,802	6,384	6,071	5,752	5,504	5,266
6～11歳計	8,894	8,627	8,194	7,814	7,382	7,057
12～17歳計	10,793	10,484	10,345	10,001	9,755	9,388
0～17歳計	26,489	25,495	24,610	23,567	22,641	21,711
18～29歳計	21,399	20,874	20,441	20,147	19,827	19,426

資料：函館市子ども未来部推計

女性の就労状況

本市の女性の年齢階層別就業率の推移について、平成27年と令和2年を比較すると20歳以降の年齢階層で就業率が増加しています。

【女性の年齢階層別就業率の推移】



資料：国勢調査

第3章 計画の基本理念等

基本理念

次代を担う子どもたちが、地域において、人と人とのふれあいや支え合い、助け合いのなかで、個性や多様性が尊重され、のびのびと健やかにはぐくまれ、子どもたちの生き生きとした笑顔や歓声に包まれた地域社会の構築をめざすため、「函館市こども計画」の基本理念を次のように定めます。

「すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

子どもたちはもちろん、子育て家庭を地域において温かく見守り、支えていくなかで、子どもたちが健やかに成長し、生き生きと「ひかり」輝くことは、市民の願いです。

子どもたちの輝きは、家庭や地域の輝きへとつながり、やがては、市民一人ひとりが喜びに満ちあふれ、生き生きと「ひかり」輝いていく、そんな「ひかり」にあふれるまち「はこだて」をめざします。

基本理念に基づく施策を着実に進め、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。

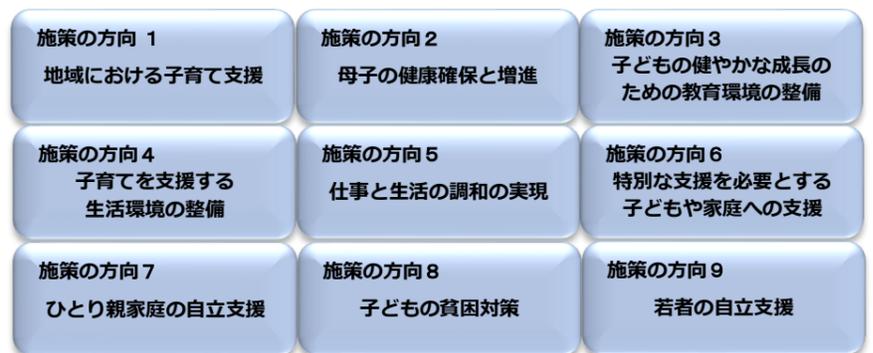
基本的な視点

この計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組みます。

1 子ども・若者の視点	2 次代の親の育成という視点
3 すべての子どもと家庭への支援の視点	4 地域社会全体で支援する視点
5 サービス利用者の視点	6 仕事と生活の調和の実現の視点
7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点	8 地域特性の視点

施策の方向

この計画の基本理念の実現に向けて、次の9つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。



また、本市では、個別行政分野における各種施策がSDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）の推進につながるものと考えており、本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、各種施策を推進していきます。

第4章 具体的な施策の展開

基本理念	施策の方向	推進施策	推進事業
「すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はじめて」	1 地域における子育て支援 ・全ての妊婦に対する状況把握率 R5：99.2% → R11：100% ・母子手帳アプリの登録率（妊婦） R5：20.6% → R11：70%	1 地域における子育て支援サービスの充実 2 保育サービスの充実 3 子育て支援のネットワークづくり 4 子どもの健全育成	(1) 家庭における子育て支援／(2) 施設における子育て支援／(3) 子育て相談、情報提供体制の充実 (1) 多様な保育ニーズへの対応／(2) 保育サービスの質の向上 (1) 子育て支援ネットワークづくりの促進／(2) 子育て支援情報の提供の充実 (3) 地域における子育て意識の啓発推進 (1) 子どもの居場所づくりの整備推進／(2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進
	2 母子の健康確保と増進 ・乳幼児健診受診率 R5：(4か月)98.8% (1歳6か月)97.7% → R11：98%以上 (3歳)98.7% ・妊娠11週以下での妊娠届出率 R5：94.4% → R11：100%	1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 3 「食育」の推進 4 周産期・小児医療等の充実	(1) 健康診査、保健相談・指導の充実／(2) 母子保健の情報提供の充実 (1) 健康診査、保健相談・指導の充実／(2) 母子保健の情報提供の充実 (1) 食に関する学習機会、情報提供の充実 (1) 周産期・小児医療の確保・充実／(2) 小児慢性特定疾病対策の推進 (3) 不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実
	3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備 ・育児休業取得率 R5：(母親)75.0% (父親)7.3% → R11：増加 ・ボランティア活動への参加率 R5：(5・6年生)22.8% (中学生)38.3% → R11：増加 (高校生)61.5%	1 次代の親の育成 2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備 3 家庭や地域の教育力の向上 4 子どもを取り巻く社会環境の整備	(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進 (2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進 (1) 確かな学力の向上／(2) 豊かな心の育成／(3) 健やかな体の育成 (4) 信頼される学校づくりの推進／(5) 幼児教育の充実 (1) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実／(2) 地域の教育力の向上 (1) 関係業界への自主的措置の促進／(2) 情報モラル教育の推進／(3) 情報リテラシーの向上
	4 子育てを支援する生活環境の整備 ・0～19歳人口1,000人あたりの交通事故死傷者数 R4：2.14人 → R11：減少	1 良質な住宅の確保 2 安全な道路交通環境の整備 3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 4 安心して外出できる環境の整備 5 安全・安心なまちづくりの推進	(1) ファミリー世帯への居住支援 (1) 安全な道路交通環境の整備推進 (1) 交通安全教育の推進 (1) 公共的施設のバリアフリー化の推進／(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実 (1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進／(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	5 仕事と生活の調和の実現 ・育児休業制度に関する規定設置率 R5：84.5% → R11：増加 ・育児休業取得率（再掲）	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進 (1) 多様な働き方に対応した子育て支援／(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進
	6 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援 ・市内における児童虐待による死亡事例数 R5：0件 → R11：継続 ・乳幼児健康診査（再掲）	1 児童虐待防止対策の充実 2 ヤングケアラーへの支援【新規】 3 障がいのある子どもへの支援	(1) 児童虐待・相談への対応および支援／(2) 関係機関との連携等 (3) 発生予防、早期発見・早期対応等 (1) ヤングケアラーの実態把握と支援 (1) 障がいの早期発見・早期療育の充実／(2) 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進 (3) 教育的支援の推進／(4) 保育所等における障がいのある子どもの教育・保育等の推進
	7 ひとり親家庭の自立支援 ・フルタイム勤務の割合 R5：(母子世帯)58.6% (父子世帯)82.8% → R11：増加	1 ひとり親家庭の自立支援の推進	(1) 子育て・生活支援の充実／(2) 就業支援の充実 (3) 経済的支援の充実／(4) 情報提供および相談体制の充実
	8 子どもの貧困対策 ・生活保護世帯の子どもの高校等進学率 R5：92.1% → R11：増加 ・生活保護世帯の子どもの大学等進学率 R5：31.8% → R11：増加	1 生活基盤の安定に向けた支援の充実 2 子どもの育ちと学びの支援の充実 3 相談支援の充実	(1) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援／(2) 自立に向けた就労相談・支援の充実 (1) 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援／(2) 子どもの遊びや学び、体験の支援 (1) 相談支援体制の充実
	9 若者の自立支援 ・希望する進学先が「高校まで」とした理由をお金がかかると回答した高校生の割合 R5：55.4% → R11：減少 ・大学等進学率 R5：77.1% → R11：増加	1 高等教育の修学支援【新規】 2 就労支援および経済基盤安定のための取組み【新規】 3 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実【新規】 4 若者の居場所づくりの推進【新規】	(1) 高等教育費の負担軽減 (1) 若者への就労支援の強化 (1) ひきこもりの相談支援 (1) 地域における多様な活動の場の充実

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

教育・保育の需給計画

幼稚園・保育所・認定こども園等の「量の見込み」に対し、それに見合う提供体制としての利用定員を確保していくための計画「確保方策」を定めます。

【函館市全体】

(単位：人)

年度	認定区分	1号	2号		3号			合計
			学校教育	左記以外	2歳	1歳	0歳	
令和7年度 (2025年度)	量の見込み	822	423	1,669	668	606	143	4,798
	確保方策	2,871		2,237	829	700	469	7,106
令和8年度 (2026年度)	量の見込み	693	409	1,632	617	603	139	4,588
	確保方策	2,755		2,218	824	693	474	6,964
令和9年度 (2027年度)	量の見込み	529	400	1,560	599	598	134	4,338
	確保方策	2,650		2,203	820	686	471	6,830
令和10年度 (2028年度)	量の見込み	399	399	1,515	589	596	131	4,163
	確保方策	2,568		2,188	816	679	468	6,719
令和11年度 (2029年度)	量の見込み	275	393	1,466	582	592	127	3,990
	確保方策	2,488		2,173	812	672	465	6,610

地域子ども・子育て支援事業の需給計画

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条各号に掲げられた次の14事業のことを指します。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 養育支援訪問事業等 |
| ② 時間外保育事業（延長保育事業） | ⑨ 地域子育て支援拠点事業 |
| ③ 実費徴収に係る補給給付を行う事業 | ⑩ 一時預かり事業 |
| ④ 多様な主体の参入促進事業 | ⑪ 病児保育事業 |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業 | ⑫ 子育て援助活動支援事業 |
| ⑥ 子育て支援短期利用事業 | ⑬ 妊婦健康診査事業 |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭ 産後ケア事業 |

このうち、全国共通で「量の見込み」を算出することとされている①、②、⑤～⑭について、事業の区分ごとに算出しています。

第6章 計画の推進

子ども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、国や地方自治体がこども施策に子ども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられており、今後も、こども施策の策定・推進にあたっては、子ども・若者の声を幅広く聴取し、意見反映に取り組んでいくものとします。

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、「こどもまんなか社会」の実現に向け、関係部局と連携して横断的な施策に取り組むとともに、地域の関係機関等がそれぞれの役割を担い、連携して子育て支援を推進していくものとします。

また、函館市子ども・子育て会議において、定期的に計画の進捗状況の確認・評価を行い、次年度以降の取組みに反映させていくものとします。